

一般会計等財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産

事業用資産、インフラ資産及び物品の貸借対照表価額は、原則、取得原価により計上。

②無形固定資産

取得原価により計上。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①有価証券

市場価格のあるものは、会計年度末における市場価格により計上。

市場価格のないものは、取得原価により計上。

②出資金

出資金額により計上。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

定額法により残存価額 1 円まで減価償却を行い、耐用年数は総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき算出。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

該当なし

②徴収不納引当金

長期延滞債権の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、過去 5 か年の実績等により不納欠損率を算定し、年度末の長期延滞債権額を乗じた額を不納欠損引当金として計上。

③退職手当引当金

在籍する職員が自己都合により退職するとした場合の支給額を計上。

④損失補償等引当金

該当なし

⑤賞与等引当金

翌年度 6 月に支給される予定の期末手当及び勤勉手当、法定福利費相当額を計上。

(5) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

相馬市財務規則で定める歳計現金、歳計現金等の保管方法として規定した預金。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品の計上基準・・・取得価額が50万円以上の場合に資産として計上。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

該当事項なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

そうま土地改良区（県営かんがい排水事業）

(2) 係争中の訴訟等

—

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計のみ

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

なし

③出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられており、当該期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって、会計年度末の計数としています。

④端数の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

項 目	相馬市比率 (令和4年度末)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.30%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.30%	30.00%
実質公債費比率	11.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	15.7%	350.0%	—

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

—

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額

4,289,518千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①基準変更による影響額

変更なし。

②売却可能資産

災害市営住宅

③減債基金に係る積立不足額

該当事項なし。

④基金借入金（繰替運用）

該当事項なし。

⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

1,737,805千円

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

標準財政規模	10,195,720千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	163,087千円
将来負担額	28,535,387千円
充当可能基金額	10,508,580千円
特定財源見込額	776,356千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,915,614千円

⑦地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当事項なし。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当事項なし。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上。

(5) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 1,388,857千円

※支払利息支出を除く業務活動収支と投資活動収支の合算額

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	25,973,750千円	23,813,636千円
繰越金等による差額	1,013,957千円	290,000千円
資金収支計算書	24,959,793千円	24,103,636千円

※収入の差額は19款・繰越金の額、支出の差額は令和3年度歳計剰余金積立金の額

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書 業務活動収支	538,138千円
投資活動収入の国県等補助金収入	2,042,226千円
未収債権、未払債務等の増減	142,869千円
減価償却費	△2,129,629千円
賞与等引当金の増減	△16,758千円
退職手当引当金の増減	29,635千円
徴収不能引当金の増減	△466千円
資産除売却益（損）	△5,038千円
純資産変動計算書の本年度差額	600,977千円

④一時借入金に関する情報

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は1,000,000千円です。

⑤重要な非資金取引

該当事項なし